水産関係民間団体事業実施要領

平成10年４月８日付け10水漁第944号
農林水産事務次官依命通知
最終改正 平成30年２月１日付け29水港第2485号

第１　趣　旨

　我が国水産業を活力ある産業として健全に発展させていくためには、行政機関はもとより、漁業者団体等も漁業生産や水産物の消費等の水産業を取り巻く様々な課題に的確に対応することが求められている。

　本事業は、漁業者団体等が主体的に取り組むこれら課題に対して、国が総合的かつ計画的に支援を行うことにより、水産基本法の基本理念である「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」の実現を図る。

第２　事業の分類、内容等

　この事業の分類、事業内容、事業実施主体、採択基準、事業実施期間及び補助率については、別表に掲げるとおりとする。

第３　事業実施計画

１　事業実施計画の作成等

　水産庁長官が別に定める事業にあっては、事業実施主体は、当該年度の事業実施計画の作成等、実施等必要な手続については、水産庁長官が別に定めるものとする。

２　事業実施計画の変更

　事業実施計画の重要な変更は、水産庁長官が別に定めるところにより、１に準じて行うものとする。

第４　事業造成資金等の造成

１　事業実施主体は、第２の別表に定める事業のうち、次の表（以下「表」という。）の左欄に掲げる事業について、その実施に充てるためにそれぞれの右欄に掲げる基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。

漁場機能維持管理事業のうち 韓国・中国等外国漁船操業対策事業のうち 韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業	韓国・中国等外国漁船操業対策基金
沖縄漁業基金事業	沖縄漁業基金
水産業競争力強化緊急事業	水産業競争力強化基金

２　基金は、国の補助金によって造成するものとする。

３　事業実施主体は、基金を適正に管理するため、基金を他の業務に係る資金と区分して経理し、かつ、事業年度ごとに基金に係る特別勘定を設けるものとする。

４　この基金の運用から生ずる果実は、当該勘定に繰り入れるものとする。

５　事業実施主体は、基金の管理については、１から４までによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規定に基づいて行うものとする。

第５　助　成

１　国は、予算の範囲内において、第２に規定する事業に要する経費につき別に定めるところにより補助するものとする。

２　事業実施主体は、表の左欄に掲げるいずれかの事業が完了したときは、速やかに、当該完了した事業に対応する基金の清算を行い、水産庁長官が別に定める報告書により国に報告しなければなら

ない。この場合において、当該基金に残額が生じたときには、事業実施主体は当該残額のうち国庫補助金相当額を国庫に返還するものとする。

3　事業実施主体は、表の左欄に掲げる事業を実施するに当たり、使用する見込みのない基金の残高が生じた場合には、当該残高のうち国庫補助金相当額を国庫に返還するものとする。

第６　施設等の管理運営等

この事業により取得し、又は効用の増加した財産等については、事業の目的に従ってその管理運営等に努めるものとする。

第７　収益納付

水産庁長官は、この要領に掲げる事業の実施に伴い、水産庁長官が別に定めるところにより、収益が生ずると認められる場合においては、当該収益の全部又は一部に相当する金額を、国に納付させるものとする。ただし、当該納付金は、当該事業に係る補助金額を限度とする。

第８　補助金等の返納

水産庁長官が別に定める事業の事業実施主体であって、水産庁長官が別に定める補助金返納事由が生じたときは、既に交付した補助金等の全部若しくは一部について、当該補助金を国に返納するものとする。

第９　報　告

事業実施主体は、水産庁長官が別に定める事業にあっては、事業の実施後の運営状況等を水産庁長官に報告するものとする。

第10　指導及び助言

国は、この事業の実施について必要な指導及び助言を行うものとする。

第11　その他

この事業の実施につき必要な事項は、この要領に定めるもののほか、水産庁長官が別に定めるところによるものとする。

附　則

1　次に掲げる要領（以下「旧要領」という。）は、廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

（１）栽培漁業振興施設整備事業実施要領(昭和４８年8月１７日付け４８水研第１１１号農林事務次官依命通知)
（２）栽培漁業事業実施要領(昭和５０年6月６日付け５０水研第１９８号農林事務次官依命通知)
（３）漁場油濁被害対策事業実施要領(昭和５０年7月１７日付け５０水研第９３９号農林事務次官依命通知)
（４）漁業公害等対策事業実施要領(昭和５１年7月２４日付け５１水研第８６８号農林事務次官依命通知)
（５）漁業新技術開発事業実施要領(昭和５８年6月２０日付け５８水研第６５３号農林水産事務次官依命通知)
（６）漁業振興事業実施要領(昭和６０年9月５日付け６０水振第２１７７号農林水産事務次官依命通知)
（７）栽培漁業事業化総合推進事業実施要領(昭和６１年4月２４日付け６１水振第１３０１号農林水産事務次官依命通知)
（８）200海里開発促進新技術導入事業実施要領(昭和６１年7月２１日付け６１水振第１６８４号農林水産事務次官依命通知)
（９）遊漁安全管理施設整備事業実施要領(昭和６２年8月２０日付け６２水振第２１８１号農林水産事務次官依命通知)
(10)保護水面管理事業実施要領(平成元年8月７日付け元水振第１９６９号農林水産事務次官依命通知)
(11)漁村漁業経営強化特別対策事業実施要領(平成元年9月２０日付け元水漁第２５８３号農林水産事務次官依命通知)
(12)特定海域栽培漁業定着強化事業実施要領(平成2年6月７日付け２水振第１１９２号農林水産事務次官依命通知)
(13)資源管理型漁業推進総合対策事業実施要領(平成3年4月１１日付け３水振第１７１３号農林水産事務次官依命通知)
(14)水産業改良普及情報システム化等事業実施要領(平成3年6月２１日付け３水研第１４１号農林水産事務次官依命通知)
(15)沖縄県水産業活性化構造改善特別対策事業実施要領(平成4年4月９日付け４水振第１２５４号農林水産事務次官依命通知)
(16)防疫管理の拠点づくり事業実施要領(平成5年5月１８日付け５水研第１０６号農林水産事務次官依命通知)
(17)新沿岸・沖合域総合開発地域活性化推進事業実施要領(平成6年6月２３日付け６水漁第１８３６号農林水産事務次官依命通知)
(18)沿岸地域流通加工機能強化対策事業実施要領(平成6年6月２３日付け６水漁第１８５４号農林水産事務次官依命通知)
(19)地域漁業活性化構造改善事業実施要領(平成6年6月２３日付け６水振第４号農林水産事務次官依命通知)
(20)広域漁業活性化構造改善事業実施要領(平成6年6月２３日付け６水振第５号農林水産事務次官依命通知)
(21)資源管理型漁業促進対策事業実施要領(平成6年6月２３日付け６水振第２７０号農林水産事務次官依命通知)

(22) さけ・ます増殖振興施設整備事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第1022号農林水産事務次官依命通知)
(23) 内水面活性化総合対策事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第1023号農林水産事務次官依命通知)
(24) 養殖水産動物保健対策推進事業実施要領(平成6年6月27日付け6水研第181号農林水産事務次官依命通知)
(25) 漁場環境評価メッシュ図作成等事業実施要領(平成6年7月13日付け6水研第521号農林水産事務次官依命通知)
(26) 地域水産物高度化推進圏形成事業実施要領(平成7年4月1日付け7水漁第1074号農林水産事務次官依命通知)
(27) 水産物消費改善総合対策事業実施要領(平成7年4月27日付け7水漁第1272号農林水産事務次官依命通知)
(28) 水産物流通加工基盤強化対策事業等実施要領(平成8年5月10日付け8水漁第639号農林水産事務次官依命通知)
(29) 資源管理型漁業推進体制整備事業実施要領(平成8年5月10日付け8水振第579号農林水産事務次官依命通知)
(30) 都市漁村交流推進事業実施要領(平成8年5月10日付け8水振第604号農林水産事務次官依命通知)
(31) 海面養殖業高度化事業実施要領(平成8年5月10日付け8水振第691号農林水産事務次官依命通知)
(32) 漁獲管理情報処理システム整備事業実施要領(平成8年11月19日付け8水海第2223号農林水産事務次官依命通知)
(33) 漁協経営強化総合対策事業実施要領(平成9年4月1日付け9水漁第966号農林水産事務次官依命通知)
(34) 海の恵みモデル事業実施要領(平成9年4月1日付け9水振第283号農林水産事務次官依命通知)
(35) 美しいむらづくり対策事業実施要領(平成9年4月1日付け9水振第284号農林水産事務次官依命通知)
(36) 漁港高度利用活性化対策事業実施要領(平成9年4月1日付け9水港第541号農林水産事務次官依命通知)
(37) まぐろ類新流通形態パイロット事業実施要領(平成9年6月20日付け9水海第1168号農林水産事務次官依命通知)
(38) 漁況海況情報サービス事業実施要領(昭和47年7月31日付け47水調第543号農林事務次官依命通知)
(39) 水産業振興総合対策基本要綱(平成10年4月8日付け10水漁第943号農林事務次官依命通知)

2　この要領による廃止前の漁場油濁被害対策事業実施要領第3の(1)の防除事業(以下「旧事業」という。)を実施していた財団法人漁場油濁被害救済基金が、水産業振興総合対策事業実施要領第3の別表の2の(民間団体分)の(4)の漁場環境保全対策等事業の事業内容の欄の2の(1)のアの防除事業(以下「新事業」という。)を実施する場合において、この通知の施行の際、旧事業に基づいて造成された資金に残余があるときは、当該部分を新事業により造成した資金とみなすものとする。

3　この要領による廃止前の海面養殖業高度化事業実施要領第3の1の(2)のイの養殖業高度化機械緊急整備リース事業、平成15年度予算に係る改正前の別表の2の（2）の1の（1）のウの特定養殖業高度化機械緊急整備リース事業及び平成16年度予算に係る改正前の別表の2の（2）の3の（1）のアの養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業（以下「旧事業」という。）により造成された基金に残余がある事業実施主体にあっては、引き続き当該残余をもって平成16年度予算に係る改正前の要領に基づき養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業（以下「新事業」という。）を実施できるものとし、この通知の施行の際、旧事業に基づいて造成された資金の残余は、当該部分を新事業により造成した資金とみなすものとする。

4　平成13年度予算に係る改正前の第6の1に基づき造成された実践研修事業実施資金については、なお、従前の例によることとする。

5　平成14年度予算に係る改正前の第6の1に基づき造成された研修事業実施資金については、なお、従前の例によることとする。

6　平成17年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

7　平成19年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

8　平成20年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

附　則

1　平成21年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

2　次に掲げる要領（以下「旧要領」という。）は、廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領に基づいて行われた事業に関して旧要領の規定により行うこととされている措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

（1） 国際漁業関係操業秩序維持推進事業実施要領(平成20年3月31日付け19水管第2693号農林水産事務次官依命通知)
（2） 漁場機能維持管理事業実施要領(平成21年5月29日付け21水管第482号農林水産事務次官依命通知)
（3） 魚価安定基金造成事業実施要領(昭和51年12月2日付け51水漁第6339号農林事務次官依命通知)
（4） 水産物産地販売力強化事業実施要領(平成21年3月30日付け20水漁第2553号農林水産事務次官依命通知)
（5） 鯨類捕獲調査円滑化事業実施要領(平成21年3月27日付け20水管第2657号農林水産事務次官依命通知)
（6） さけ・ます漁業協力事業実施要領(平成20年3月31日付け19水管第2707号農林水産事務次官依命通知)

附　則

平成22年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

附　則

平成23年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

附　則

この通知は、平成24年11月30日から施行する。

附　則

この通知は、平成25年２月26日から施行する。

附　則（平成25年５月１６日25水港第189号）

１　平成24年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

２　平成25年４月１日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、平成25年度予算に係る本要領に定める日本沿岸域鯨類捕獲調査事業又は健全な内水面生態系復元等推進事業の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

３　平成25年５月10日から交付決定を行うまでの間に台湾の漁船により漁具等の被害が発生した場合であって、平成25年度予算に係る本要領に定める漁場機能維持管理事業のうち韓国・中国等外国漁船操業対策事業（うち漁具復旧支援事業に限る。）の対象と認められる経費が発生した場合、その経費について補助の対象とすることができる。

４　次に掲げる要領（以下「旧要領」という。）は廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

（１）中小漁業関連資金融通円滑化事業実施要領（平成１７年4月１日付け１６水漁第２５４１号農林水産事務次官依命通知）

（２）漁協経営基盤強化推進事業実施要領（平成２２年3月３０日付け２１水漁第２９６３号農林水産事務次官依命通知）

（３）漁協資金融通円滑化事業実施要領（平成２２年3月３０日付け２１水漁第２９７４４号農林水産事務次官依命通知）

５　この通知は、平成25年５月16日から施行する。

附　則（平成26年２月６日25水港第2654号）

この通知は、平成26年２月６日から施行する。

附　則（平成26年３月20日25水港第3058号）

１　平成25年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

２　漁業運転資金融通円滑化対策事業実施要領（平成１５年1月３０日付け１４水漁第２３１７号農林水産事務次官依命通知）（以下「旧要領」という。）は廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

３　この通知は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成26年12月３日26水港第2785号）

この通知は、平成26年12月３日から施行する。

附　則（平成27年２月３日26水港第3236号）

１　この通知は、平成27年２月３日から施行する。

２　平成26年度当初予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等並びに、この通知の施行の際、既に造成された担い手代船取得支援リース助成基金、防除清掃費助成事業資金、防除費準備預金、有害生物漁業被害防止総合対策基金、新規就業者対策基金及び国産水産物需給変動調整事業助成資金に係る基金又は資金等の運用から生ずる果実の取扱いについては、なお、従前の例によることとする。

附　則（平成27年４月９日26水港第4028号）

１　この通知は、平成27年４月９日から施行する。

２　平成26年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

３　平成27年４月１日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、平成27年度予算に係る本要領に定める日本沿岸域鯨類調査事業、健全な内水面生態系復元等推進事業、有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち有害生物漁業被害防止総合事業又は新規漁業就業者総合支援事業の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

附　則（平成28年１月20日付け27水港第2611号）

１　この通知は平成28年１月20日から施行する。

２　この通知による改正前の要領の規定は、なお従前の例による。

附　則（平成28年３月29日付け27水港第3187号）

１　この通知は、平成28年４月１日から施行する。

２　この通知による改正前の要領による平成27年度予算に係る規定は、なお従前の例による。

３　無保証人型漁業融資促進事業実施要綱（平成23年３月31日付け22水漁第2457号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧要綱の規定に基づき漁業信用基金協会が引き受けた保証については、なお、従前の例によることとする。

附　則（平成28年10月11日付け28水港第2192号）

この通知は平成28年10月11日から施行する。

附　則（平成29年３月28日付け28水港第3252号）

１　この通知は、平成29年４月１日から施行する。

２　この通知による改正前の要領により行うこととされている平成28年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

３　平成29年４月１日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、この通知による改正後の要領に定める平成29年度予算に係る日本沿岸域鯨類調査事業、国際漁業連携促進事業のうち鯨類資源等持続的利用国際推進事業、健全な内水面生態系復元等推進事業、有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち有害生物漁業被害防止総合事業又は新規漁業就業者総合支援事業の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

附　則（平成30年２月１日付け29水港第2485号）

この通知は平成30年２月１日から施行する。

別表（第２の関係）

事業分類	事　業　内　容	事業実施主体	採択基準	事業実施期間	補 助 率
１．漁業構造改革対策	１．漁船等環境保全・安全推進技術開発事業 （１）水産業革新的技術導入・安全対策推進事業 ア　省エネ･省コスト･省力化技術導入実証事業 民間団体等が、水産業の省エネルギー化・省コスト化・省力化を図るために行う次の新技術の実証試験に対し支援を行うものとする。 （ア）技術導入 漁業現場に省エネルギー化・省コスト化・省力化技術設備等を導入する。 （イ）実証試験・データ整理 導入した設備等を一定期間操業や作業に使用し、実証試験を行うとともに実証試験で得られたデータの収集、内容解析・取りまとめ及び報告を行う。	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成29年度から平成31年度	１／２以内 定　額
	イ　安全対策技術導入実証事業 民間団体等が、水産業の安全性向上を図るために行う次の新技術の実証試験に対し支援を行うものとする。 （ア）技術導入 安全性向上に有効な設備等の導入及び改良を行う。 （イ）実証試験・データ整理 導入した設備等により実証試験を行うとともに、実証試験で得られたデータの収集、内容解析・取りまとめ及び報告を行う。	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成29年度から平成31年度	定　額
	ゥ　実証技術分析普及事業 水産業の省エネルギー化・省コスト化・省力化及び安全性向上に資する新技術の実証試験の結果の分析、新技術の評価及び新技術の普及に対し支援を行うものとする。	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成29年度から平成31年度	定　額
	２．担い手代船取得支援リース事業 漁船の入手コストの軽減や入手方法の多様化を図るため、効率的かつ安定的な漁業経営に向けて経営改善に計画的に取り組もうとする者（経営改善漁業者）や新規の沿岸漁業就業者に対する漁船のリース事業の支援を行うものとする。	一般社団法人大日本水産会		平成17年度から平成24年度まで（ただし、助成の決定を受けたものについては、その支出が完了するまで）	定　額
	３．漁場機能維持管理事業のうち北方海域出漁者経営安定支援事業 漁業者の北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島）の領海における操業の円滑な実施を確保しつつ、経営の安定に資するため、補助金の交付及び調整、関係者を参集した事業説明会の開催等を行うものとする。	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成27年度から平成29年度	定　額
２．国際漁業・捕鯨対策	１．国際漁業連携促進事業 （１）国際漁業資源持続的利用連携強化促進事業 ア　漁業操業・漁業政策等の調査 我が国周辺諸国等（韓国、中国及び台湾をいう。（１）において、以下同じ。）との漁業交渉を有利に進めるため、民間団体等が我が国周辺諸国等の漁業実態や法制度等の情報収集・分析等を行う。 イ　政府間協定等に基づく民間協議 民間団体等が、我が国周辺諸国等の民間団体との間における民間協定の所要の見直し等を行うための交渉、我が国及び我が国周辺諸国等の関係水域（以下「関係水域」という。（１）において、以下同じ。）における操業上の諸問題への対処を検討するための協議、事故・紛争の早期解決や未然防止に関する協議、事故発生の際の現地調査及び我が国漁業者に対する関係水域における操業手引書の作成や事故の未	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成29年度から平成31年度	定　額

	然防止に関する指導を行う。 ウ　主要国・ＲＦＭＯ等に関する情報収集・分析 　米国、ＥＵ等の主要国の漁業政策、主要国が各地域漁業管理機関（ＲＦＭＯ）において又は関係国に対して実施しようとする措置の動向、それらに影響を及ぼす国際ＮＧＯや漁業者団体の動向等について把握するための情報収集・分析及び漁業関係者へのこれらに関する情報提供を行う。 エ　国際会議等における情報発信 　水産資源の持続的な利用に対する国際的な理解を深め、ＩＵＵ（違法・無報告・無規制）漁業問題等に対する共通の立場を醸成するため、国際会議等において、各国漁業者やＮＧＯ等に情報発信及び働きかけを行う。 （２）鯨類資源等持続的利用国際推進事業 ア　連携強化事業 　北西太平洋における新たな鯨類調査計画案を含む鯨類資源管理に関する我が国の立場について、国際社会の理解を深めるため、国内外の関係者、専門家等が参加する会合の開催や諸外国への専門家の派遣等を行う。 イ　持続的利用体制確立事業 　鯨類資源を含む水産資源の持続的利用に関する考え方を浸透させるため、鯨類資源を含む水産資源の持続的利用に対する日本支持国又は今後支持することが見込まれる国を対象に、関係施策を所管する政府機関等に対するアドバイザーの派遣及びこれら対象国と我が国の漁業者との間で意見交換を行うなどのワークショップを開催する。				定　額
	２．さけ・ます漁業協力事業 （１）ロシア系さけ・ます再生産に要する機械及び設備の供与を実施するために必要な資金を造成する。 （２）ロシア系さけ・ます再生産に要する機械及び設備の供与を実施するために必要な事務を行う。	太平洋小型さけ・ます漁業協会			３／４以内 定　額
	３．鯨類捕獲調査円滑化等事業 　商業捕鯨再開に必要とされる科学的情報を収集するため、南極海及び北西太平洋において行われる鯨類捕獲調査に対し、反捕鯨団体による妨害行為が年々過激化する現状を踏まえ、特に安全かつ確実な調査を担保するための妨害予防対策を実施するとともに、国際司法裁判所の判決に対応した新たな調査計画の下で行われる非致死的調査の実行可能性の検証に必要な調査船の運航や新たな調査項目の実施に必要な経費、国内外の研究機関との連携強化、調査結果や鯨関連文化等の情報発信等を実施する。 （１）船舶運航等経費 　反捕鯨団体による妨害行為の予防や非致死的調査を実施するための多目的船の派遣及び新たな調査項目を実施するために必要な資機材の調達等を行う。 （２）情報収集・発信等経費 　国内外の研究機関との連携強化及び調査結果や鯨関連文化等に関する出版物の作成や広報活動等を行う。	一般財団法人日本鯨類研究所		平成27年度から平成32年度	定　額 定　額
	４．日本沿岸域鯨類調査事業 （１）用船経費 　日本沿岸域での商業捕鯨再開に必要な鯨類捕獲調査及び非致死的調査を行う。 （２）調査経費 　商業捕鯨再開に必要とされる科学的情報を収集するため、日本沿岸域において行われる鯨類捕獲調査及び非致死的調査で得られたデータ分析等を行う。	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成22年度から平成32年度	１／２以内 定　額
３．資源管理・外国漁船対策等	１．我が国周辺水産資源調査・評価推進事業 （１）資源量推定等高精度化推進事業 　資源量推定等の精度向上を図るため、主要水産資源について海洋環境等に起因する加入量変動や産卵場形成等のメカニズム解明等を行う。 （２）人工衛星・漁船活用型漁場形成情報等収集分析事業	資源量推定等高精度化推進事業共同実施機関 水産庁長官が別に定める公募要		平成28年度から平成32年度	定　額 １／２以内

	人工衛星による表面水温等の収集、協力漁船による漁場下層水温データ及び水揚地の漁獲等情報の収集強化等を行う。	領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。			
	２．国際水産資源調査・評価推進事業 国際水産資源変動メカニズム等解析事業 国際漁業資源の資源評価の精度向上のため、海洋環境の変動、漁業環境の変化による水産資源への影響等を調査し、資源変動メカニズム及び中長期的な資源動向の解明等を以下の事業により行う。 （１）国際水産資源変動メカニズム等解析事業 カツオ・マグロ類等の資源評価精度向上のため、海洋環境の変動、漁業環境の変化による水産資源への影響等を調査し、資源変動メカニズム及び中長期的な資源動向の解明等を行う。 （２）さけ・ます類分布回遊動向調査事業 さけ・ます類の資源評価精度向上に資する調査研究を推進するため、最新技術の導入及び活用により、漁船による漁法の漁獲能力の試験等を行い、試験操業による漁獲効率等の検証を行うとともに、生物特性を把握する。	国際水産資源変動メカニズム等解析事業共同研究機関 水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成28年度から平成32年度	定　額
	３．資源管理指針等高度化推進事業 （１）資源管理計画等の高度化・評価・検証事業 資源管理指針・資源管理計画体制に基づく自主的資源管理の高度化・評価・検証を推進するための漁業者協議会の開催等及び漁業者等への普及を行うための講習会の開催等を行うものとする。 （２）資源管理計画等の高度化に関する調査・ＩＱ方式実証試験調査事業 資源管理計画等の高度化に関する科学的な調査・整理・分析及び我が国における総漁獲可能量の個別割当（ＩＱ方式）の導入に向け、具体的な効果や課題等を検証するための実証試験調査を行うものとする。	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成27年度から平成31年度	定　額
	４．太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業 国際的に合意された太平洋クロマグロの資源管理措置を遵守するため、特定の魚種を選択的に漁獲することが難しい定置網漁業において混獲を回避するために、次の事業を行うものとする。 （１）漁具改良事業 仕切り網の設置、魚捕部の改良、ロープの改良等の太平洋クロマグロの混獲回避のための漁具改良を行う。 （２）データ収集事業費 改良した定置網の漁獲データを収集するとともに、水中カメラ等を設置して動向の観察等を行う。 （３）データ検証事業費 収集したデータの分析を行うとともに、関係者（又は専門家）による検討会を開催し、実用化に向けた検討を行う。	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成29年度から平成31年度	定　額
	５．漁業安全情報伝達迅速化事業 北朝鮮からミサイルが発射された際に、政府から発するミサイル発射情報を迅速かつ確実に漁船に伝達できるよう、全国にある漁業無線局に設置されている無線機から自動で漁船に情報発信するシステムを導入するものとする。	一般社団法人全国漁業無線協会		平成29年度	定　額
	６．漁場機能維持管理事業のうち韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業 韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業 ア　漁場機能回復管理協力 漁業者が漁船を用いて、洋上において外国漁船の投棄漁具等の回収を行うとともに、回収された漁具を処分する取組に対して助成を行う。また、我が国漁業者が外国漁業者と民間レベルで資源管理について認識を共有することを促進するために必要な取組に対して助成を行う。	一般財団法人日韓・日中協定対策漁業振興財団		平成25年度から平成29年度（ただし、オにあっては平成26年度から平成29年度まで）	定　額

	イ　漁業経営安定化支援 　外国漁船の影響を受ける漁業者に対し、漁場情報を提供するとともに、外国漁船の操業や航行に係る情報を収集する取組に対して漁業共済掛金の一部の助成を行う。また、緊急避泊する外国漁船による被害を軽減するための監視活動等に対して助成を行う。 ウ　資源管理型種苗放流支援 　種苗放流事業実施者が行う種苗放流事業に対して助成を行う。 エ　外国漁船被害救済支援 （ア）外国漁船操業等調査・監視事業 　外国漁船の操業状況調査・監視、外国取締船の行動調査・監視、漁場調査等に対して助成を行う。 （イ）漁具標識設置事業 　漁具の位置を示すための漁具標識の設置に対して助成を行う。 （ウ）漁具被害復旧支援事業 　外国漁船の緊急避泊等によって漁具や施設の被害が発生した場合、被害漁具等を原状復帰するために必要な被害漁具等の回収・処分、共同利用漁具・施設の導入等に対して助成を行う。 オ　小笠原諸島周辺水域における中国違法サンゴ船対策事業 （ア）海底清掃事業 　漁業者が漁船を用いて、洋上において外国漁船の投棄漁具等の回収を行うとともに、回収された漁具を処分する取組に対して助成を行う。 （イ）漁業経営安定化支援 　外国漁船の操業や航行に係る情報を収集する取組に対して漁業共済掛金の一部の助成を行う。 カ　一般管理費 　事業実施者が行う事業の実施の際に附帯する業務を行う。				
	7．沖縄漁業基金 （1）沖縄漁業基金事業（（2）の事業を除く。） ア　台湾漁船等対策 （ア）海底清掃事業 　漁業者が漁船を用いて、洋上において外国漁船の投棄漁具等の回収を行うとともに、回収された漁具を処分する取組に対して助成を行う。 （イ）外国漁船操業等調査・監視事業 　外国漁船の操業状況調査・監視、外国取締船の行動調査・監視、漁場調査等に対して助成を行う。 （ウ）漁具被害復旧支援事業 　外国漁船の緊急避泊等によって漁具や施設の被害が発生した場合、被害漁具等を原状復帰するために必要な被害漁具等の回収・処分、共同利用漁具・施設の導入等に対して助成を行う。 （エ）民間漁業者交流支援事業 　我が国漁業者が外国漁業者と民間レベルで資源管理について認識を共有することを促進するために必要な取組に対して助成を行う。 （オ）操業状況等把握システム開発事業 　日台漁業取決め水域で操業する我が国漁船の操業状況等を把握するシステムの開発・運用に必要な経費に対して助成を行う。 イ　漁業振興対策 （ア）沖縄産水産物流通促進事業 　水産物の生産者、流通業者及び加工業者又はそれらの団体が行う沖縄産水産物流通の目詰まり解消の個々の取組に対して助成を行う。 （イ）漁業経営安定対策事業 a　施設整備等利子助成事業 　日台漁業取決めの影響を受ける漁業者等が借	公益財団法人沖縄県漁業振興基金		（1） 平成25年度から平成29年度 （2） 平成26年度から平成35年度	定　額

	り入れる資金に対する利子助成を行う。 b　特別保証対策事業 日台漁業取決めの影響を受ける漁業者に対する債務保証について、将来生じ得る求償権回収金減少の見合額に対する助成を行う。 （ウ）漁業共済掛金助成事業 日台漁業取決めの影響を受ける漁業者に対し、外国漁船の操業や航行に係る情報を収集する取組に対して漁業共済掛金の一部の助成を行う。 （エ）再編整備等推進支援事業 日台漁業取決めの影響を踏まえた漁業生産体制の再編整備のために行う減船及び業種の転換等の取組に対して助成を行う。 ウ　漁業環境整備の推進 （ア）海岸清掃等活動支援事業 漁場生産力及び漁業生産への支障物の除去による漁労生産性を向上させるため、漁場及び漁場に流れ込む恐れのある漂流・漂着ゴミの除去を行う活動に対して助成を行う。 エ　一般管理費 事業実施者が行う事業の実施の際に附帯する業務を行う。 （２）沖縄漁業安定基金事業 ア　漁業経営安定対策 （ア）施設整備等利子助成事業 沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける漁業者等が借り入れる資金に対する利子助成を行う。 （イ）保証料補助事業 沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける漁業者等に対する債務保証について保証料助成を行う。 （ウ）漁業共済掛金補助事業 沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける漁業協同組合に所属している漁業者に対して漁業共済掛金の一部の助成を行う。 （エ）漁業用燃油支援対策事業 沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける漁業者に対して、漁業用燃油価格の高騰が漁業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な支援を行う。 （オ）漁具被害対策支援事業 外国艦船等の緊急避泊等によって沖縄県漁業者の漁具や施設に被害が発生した場合、当該艦船等に対する損害補償を申請するために必要な事務手続に要する経費に対して助成を行う。 イ　漁業生産性向上対策 （ア）操業安全対策事業 沖縄県漁業者の安全操業確保のために必要な機器の整備等に対して助成を行う。 （イ）漁業奨励補助事業 水産物安定供給の確保のために必要な浮魚礁の復旧等の取組に対して助成を行う。 （ウ）地域漁業活性化事業 沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける漁業者による、地域漁業の活性化及び水産物の安定供給等のために必要な地域活性化計画の策定及び太平洋島嶼国入漁支援等の取組に対して助成を行う。 （エ）資源管理型漁業推進事業 沖縄県内で発生する密漁行為を防止するために必要な陸上監視活動に対して助成を行う。 ウ　水産物流通加工対策 （ア）水産物販路拡大推進事業 沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける水産物の生産者、流通業者及び加工業者又はそれらの団体による沖縄県水産物の消費拡大を推進するため、販路開拓、魚食普及及び消費拡大等に係る取組に対して助成を行う。 （イ）水産物流通加工推進事業				

	沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける水産物の生産者、流通業者及び加工業者又はそれらの団体が行う水産物流通促進のため、加工商品及び流通手段の開発、加工機器の導入及び漁業協同組合と一体となって取組む店舗又は加工設備等の借料支援を行う。 エ　一般管理費 事業実施者が行う事業の実施の際に附帯する業務を行う。				
４．増養殖・漁場環境保全対策	１．内水面漁業振興対策事業 （１）健全な内水面生態系復元等推進事業 ア　広域連携活動体制構築検討 イ及びウの取組を実施するための検討会又は、協議会の開催等を行うものとする。 イ　広域連携カワウ・外来魚被害管理対策 外来魚又はカワウによる内水面漁業・養殖業への被害防止を図るため、次の事業を行うものとする。 （ア）カワウ緊急駆除対策 緊急的・広域的に行う内水面魚種に食害等を及ぼすカワウ等の生息状況等調査、駆除、繁殖抑制 （イ）広域連携カワウ被害防止対策 広域的に行う内水面生態系に食害等を及ぼすカワウ等の追払等 （ウ）広域連携外来魚被害軽減対策 緊急的・広域的に行う外来魚の漁具等を使用した駆除、駆除した外来魚の回収、処理 ウ　生態系の保全に係る実践活動 （ア）実践活動等啓発普及 都市との交流を通じて内水面生態系の復元・保全についての理解と協力を促進するための啓発普及活動を行うものとする。 （イ）実践活動推進 魚道や天然産卵床等の機能維持といった広域的な生育環境改善の取組などの実践活動を行うものとする。	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成26年度から平成30年度	定　額 定　額 １／２以内 １／２以内 １／２以内
	（２）鰻供給安定化事業 鰻の安定供給に資するため、次の事業を行うものとする。 ア　民間連携推進事業 鰻の資源管理に関する日本と中国、台湾、韓国等の生産者間における民間協議の開催等 （ア）持続可能な養鰻同盟及び日台民間協議に係る事業 日本、中国、台湾及び韓国の資源管理団体で組織される国際的な養鰻管理団体「持続可能な養鰻同盟」に係る協議及び日本及び台湾の生産者間における民間協議の開催等を支援する。 （イ）上記以外の民間連携推進事業 上記以外の民間協議の開催等を支援する。 イ　鰻生息環境改善支援事業 鰻の生息環境の改善につながる石倉の設置等の取組を支援する。	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成19年度から平成29年度 平成28年度から平成30年度	３／４以内 １／２以内 定　額
	２．栽培漁業総合推進事業 複数県にまたがって移動し、関係県や漁業者の費用調整が難しい広域種において、県域を越えた種苗生産の分担による適地放流等により効率的かつ安定的な資源造成を実現する効率的な資源造成型栽培漁業の確立に必要な次の事業を行うものとする （１）資源造成事業 資源の減少が著しく早急に資源回復が必要なトラフグ等について、資源管理と連携した適地放流による効果的な資源造成の実証及び関係県や関係機関等で組織された海域栽培漁業推進協議会において策定された効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画（広域プラン）に基づく種苗生産の拠点化、県域を越えた適地放流等による、効率的かつ効果的な資源造成の実証を実施する。	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成29年度から平成33年度	１／２以内

	（２）資源造成推進事業 （１）の事業の推進に必要な関係県間の調整、放流適地、共同生産体制、費用負担等の検討、放流効果の調査及び混獲されるトラフグ天然未成魚の再放流効果を把握するための未成魚の買上げを実施する。				定　額
	３．さけ・ます種苗放流手法改良調査事業 さけ・ますの回帰率を向上させるための放流手法の改良や高品質なさけ・ます資源の造成を図るため、次の事業を行うものとする。 （１）放流手法改良調査 各地域に適したより効果的な放流手法を検討するためにさけ・ます種苗の試験放流及び放流環境の調査を実施する。 ア　種苗購入費 イ　ア以外の経費 （２）放流手法検討協議会 効果的に放流手法を改良するとともに広域的な放流費用の負担の調整を図るための放流手法検討協議会を開催する。 （３）高品質親魚回帰効果調査 高品質なサケの耳石を調べ、耳石温度標識コードと照合し、放流地域を特定する調査を実施する。	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成27年度から平成31年度	１／２以内 定　額 定　額 定　額
	４．二枚貝資源緊急増殖対策事業 二枚貝増殖実証事業 垂下式養殖の手法を使用し、潮流、餌料環境について検討する等、効果的・効率的な二枚貝の増殖手法を実証する取組を行うものとする。	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、それぞれの事業毎に応募した者から選定された者とする。		平成26年度から平成30年度	１／２以内
	５．真珠養殖業等連携強化・成長展開事業 （１）連携強化推進事業 真珠産業連携強化協議会及び関係部会（以下５において「協議会等」という。）を設置及び開催するための経費を助成する。 また、協議会等による行動計画策定の透明性を図るため外部有識者の参加を得るとともに、協議会等の運営を効率的かつ的確に実施するための専門家の派遣に要する経費を助成する。 （２）行動計画策定・評価事業 協議会等が行動計画を検討するために必要となる資料の収集・分析を行うとともに、そのデータベース化・情報共有を行うための経費を助成する。 （３）次世代中核的人材支援事業 協議会等が認定した真珠養殖業等の次世代を担う中核的人材の活動に要する経費を助成する。	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成29年度から平成33年度	定　額
	６．漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち赤潮・貧酸素水塊対策推進事業 （１）赤潮・貧酸素水塊広域連続観測技術の開発 赤潮・貧酸素水塊の発生状況の適切な把握と予察のため、水温、塩分、クロロフィル、濁度、溶存酸素などを広く観測できる連続観測装置（自動観測ブイ）の開発及び広域の水質データを効率的に収集・公表するシステムの開発を行い、早期の発生監視体制の整備を支援する。 （２）漁場生産力向上のための漁場改善実証試験 ノリ養殖が行われる冬季には、ケイ藻赤潮等により栄養塩が不足し、ノリの色落ち被害が発生することから、ノリ養殖場海域において、適正な栄養塩供給手法の実証試験などを支援する。	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、それぞれの事業毎に応募した者から選定された者とする。		平成25年度から平成29年度	定　額
	７．漁場油濁被害対策事業 （１）防除・清掃事業 原因者が判明しない漁場油濁による漁業被害を防止するため、漁業者等が行う油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要する経費（以下「防除費」という。）の支弁を行うものとする。 （２）審査認定事業 ア　漁場油濁被害認定事業	公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構			定　額

	原因者が判明しない漁場油濁による漁業被害の額及び（1）に規定する防除費並びに原因者が判明している場合の防除費（「特定防除費」）の額の認定等を行うものとする。 イ　認定審査会運営事業 中央漁場油濁被害認定審査会及び都道府県漁場油濁被害等認定審査会の運営を行うものとする。 （3）油濁被害防止対策事業 油濁被害発生を未然に防止する対策の確立に関する調査研究、技術開発等を行うため、次の事業を行うものとする。 ア　漁場油濁汚染防止対策・指導者養成事業 油汚染防除に速やかに対応できる現場の指導者を養成するため、必要な基本的知識及び対応策について、実技指導を含めた講習会の開催等を行う。 イ　漁場油濁被害対策専門家派遣事業 防除作業等の専門家を確保し、要請に応じ、現地に専門家の派遣等を行う。				
	8．有害生物漁業被害防止総合対策事業 （1）大型クラゲ国際共同調査事業 大型クラゲについて、次の事業を行うものとする。 ア　日中韓共同による大型クラゲモニタリング調査事業 日中韓の国際的枠組みの下で、東シナ海等における大型クラゲのモニタリング調査及び東シナ海等を航行する国際フェリーからの目視調査を行う。 イ　日中韓共同による大型クラゲの出現予測技術の高度化等事業 日韓中共同による大型クラゲ出現予測シミュレーション技術の精度向上のための技術開発等を実施するとともに日中韓科学者会議等を開催する。	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成27年度から平成29年度	定　額
	（2）有害生物漁業被害防止総合対策事業 我が国周辺海域に広域に出現するトド等の有害生物による漁業被害を防止・軽減するため、次の事業の実施又は助成を行うものとする。 なお、この事業の対象とする有害生物は、トド、オットセイ、ナルトビエイ、ヨーロッパザラボヤ、大型クラゲ及びキタミズクラゲとする。 ア　有害生物調査及び情報提供事業 （ア）有害生物漁業被害防止検討委員会 有害生物による漁業被害防止対策を効果的・効率的に進めるため、漁業被害の発生状況等を勘案し、被害防止・軽減のための実施計画を策定するとともに、事業効果の検証を行う。 （イ）有害生物生態把握調査 被害対策を効果的・効率的に進めるための知見を得ることを目的として、有害生物（トド、オットセイ、ナルトビエイに限る。）の生態把握のための調査を行う。 （ウ）有害生物回遊経路調査 トドによる漁業被害防止対策に必要な科学的知見の充実を図るため、ICタグ等を用いたトドの回遊動向等の調査を行う。 （エ）有害生物出現情報収集・解析及び情報提供 調査船調査や漁業者による有害生物の出現情報の収集を行うとともに、当該情報を取りまとめ、漁業関係者に提供を行う。 イ　有害生物被害軽減技術開発事業 （ア）トド追い払い等効果検証 トドによる漁業被害を軽減するため、効果的・効率的な追い払い手法や駆除手法の確立に向け、実証的取組を行う。 （イ）トド漁業被害防止技術開発 トドによる漁具の破損等を防止するための強化刺し網の実証試験、忌避手法及び捕獲手法の開発等を行う。 （ウ）トド漁業被害軽減対策検討会の開催 より効果的な漁業被害軽減手法を検討するた	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成27年度から平成29年度	ア　定　額 イ　定　額

	め、漁業者、科学者、行政担当者等からなる検討会を開催する。 （エ）ザラボヤ被害防止ネットワーク構築 ザラボヤの幼生付着直後の駆除を可能とするモニタリング体制を構築するための研究を行う。 ウ　有害生物被害軽減対策事業 （ア）有害生物駆除 発生源に近い海域や出現密度の高い海域等のより効果的・効率的に駆除することが可能な海域における駆除等、広域的な観点からの駆除を行う。 a　大型クラゲ駆除効果促進ネット導入に要する経費 b　a以外の経費 （イ）有害生物陸上処理 駆除活動に伴い陸揚げされた有害生物の処理及び有効利用を行う。 a　陸上処理機材導入に要する経費 b　a以外の経費 （ウ）改良漁具の導入 トドによる漁具の破損を回避するため、改良漁具の導入促進を行う。 エ　有害生物利活用促進事業 （ア）有害生物利活用促進検討委員会の開催 有害生物の利活用の促進について検討するため、漁業者、科学者、行政担当者などからなる検討委員会を開催する。 （イ）有害生物利活用促進 有害生物の食用及びその他産業への利用の拡大を図るため、技術開発の支援を行う。				1／2以内 定　額 1／2以内 定　額 1／2以内 定　額
	（３）大型クラゲ緊急対策事業 我が国周辺海域に大量に出現する大型クラゲによる漁業被害を防止・軽減するため、次の事業を行うものとする。 ア　駆除事業 （ア）沖合域等における駆除 用船した民間漁船等を用い、対馬周辺海域や日本海沖合海域の出現密度の高い海域等のより効果的・効率的に駆除することが可能な海域における駆除等、広域的な観点からの駆除を行う。 （イ）沿岸域における駆除 用船した民間漁船等を用い、各都道府県の沿岸漁場近海における駆除を行う。 イ　陸上処理事業 駆除活動に伴い陸揚げされた大型クラゲの処理及び有効利用を行う。	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構		平成27年度から平成29年度	定　額
	９．漁場機能維持管理事業のうち漁業系廃棄物対策促進事業 漁業系廃棄物について、リサイクル手法の技術開発、開発された技術の成果の普及、現場での実証試験やコンサルティングを行うとともに、漂流・漂着物の発生源対策の一環として漁業系廃棄物の実態把握及び適正な管理・処分方法の検討を行う。	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成25年度から平成29年度	定　額
５．担い手対策	１．漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業 （１）新規漁業就業者総合支援事業 ア　次世代人材投資（準備型）事業 （ア）次世代人材投資（準備型）事業 漁業への就業に向け、漁業学校等で学ぶ若者に対して資金の支援を行う。 （イ）事業推進事業 事業実施主体が行う次世代人材投資（準備型）による支援等に係る推進事務を支援する。 イ　新規漁業就業者確保事業 （ア）漁業就業促進情報提供事業 求人・求職情報等の収集・管理、全国又は地方における就業準備講習及び漁業就業相談会の開催等を行う。 （イ）新規就業者確保・育成支援事業 a　漁業就業者研修事業 漁業就業相談会等に参加し就業を希望した者の	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成29年度から平成33年度	定　額

	就業促進のため、受入機関が行う次の（ａ）及び（ｂ）の事業に対し支援を行う。 （ａ）地域の生活習慣、漁業に関する基礎的な知識等のオリエンテーション （ｂ）乗船等による漁ろう技術習得のための漁業研修等 ｂ　研修生確保事業 研修生の研修に係る旅費に対し支援を行う。 ｃ　新規就業者数等調査事業 全国の新規漁業就業者の実態を把握するため、新規就業者数等の調査を行う。 （ウ）経営・技術向上支援事業 収益力向上のための基礎的な経営管理の知識及び熟練漁業者の技術やノウハウの習得に対し支援を行う。				
	（２）安全な漁業労働環境確保事業 ア　漁業労働環境カイゼン対策会議事業 漁船の安全操業対策等を講じるため、次に掲げる事業を実施する。 （ア）全国会議開催事業 ａ　海難・労災事故の分析 海難・労災事故について、分析し、防止策及び漁業労働環境のカイゼン方法を検討する。 ｂ　ライフジャケット等の選定 ライフジャケット選定委員会を組織し、漁業種類又は地域に応じた適正なライフジャケットの選定及び着用方法の提案を行い、当該提案に関する情報を漁業者へ提供し、漁労作業分析やモニタリングを行う。 ｃ　全国会議の開催 ａ、ｂにより、得た分析及び結果を、全国会議を開催し、普及啓発を行う。 イ　安全推進員等養成事業 （ア）沖合・遠洋安全推進員養成事業 沖合・遠洋漁業の幹部候補等である漁船員に対して安全に係る資格習得等を支援し安全推進員とする講習会を行う。 （イ）沿岸安全推進員養成事業 漁村の中心的漁業者等に対して安全に係る資格習得等を支援し安全推進員とする講習会を行う。 ウ　遊漁安全指導等推進事業 （ア）遊漁安全講習会等検討委員会事業 遊漁船業者等安全講習会事業等の実施内容の企画及び指導員の派遣計画並びに遊漁船事故情報収集等の検討会を開催する。 （イ）遊漁船業者等安全講習会事業 遊漁船業者等に対し、遊漁船の安全航行及び利用者の安全確保のための講習会を開催する。 （ウ）派遣指導事業 遊漁者に対し、遊漁の安全及び遊漁に関する規則等の遵守等について指導を行う指導員を各種イベント等に派遣する。 （エ）事故情報収集事業 遊漁船の事故情報等の収集・調査を行う。	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		ア及びイ 平成25年度から平成29年度 ウ 平成27年度から平成29年度	定　額
	（３）福祉対策事業 ア　漁業者老齢福祉共済事業 （ア）運営指導事務 漁業者老齢福祉共済事業の運営及び指導を行う。 （イ）業務推進 漁業者老齢福祉共済事業に係る推進や契約保全等を行う。 イ　漁村地域生活・福祉推進事業 漁業者の福祉向上を図るため、ライフアドバイザーの養成及び年金制度等の知識の普及等を行う。	全国共済水産業協同組合連合会		平成25年度から平成29年度	定　額
	（４）漁村女性地域実践活動促進事業 漁村地域における女性の活躍を推進するため、次の事業を行うものとする。 ア　地域実践活動スタートアップ・フォローアップ事	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、それぞれの事業毎		平成25年度から平成29年度	定　額

	業 漁村女性や女性漁業者が中心となって取り組む地域の実践活動に必要な知識・技術等を習得する研修会の開催を支援するとともに、取組の成果を公表し優良事例の横展開を図るための成果報告会の開催を支援する。 イ　地域実践活動取組支援事業 漁村女性や女性漁業者を中心に結成されたグループ等が各地域で取り組む、特産品の加工開発、水産物消費拡大イベントの開催、直売所や食堂の経営等の意欲的な実践活動を支援する。	に応募した者から選定された者とする。			１／２以内
６．漁港・漁場整備対策					
７．加工・流通対策	１．国産水産物流通促進事業 （１）流通促進情報事業 ア　販売ニーズや産地情報等の共有化 水産物の流通の川上（産地）から川下（消費地）までの関係者が、販売ニーズや産地情報等を収集し共有するためのネットワークシステムの構築と運用を行う。 イ　流通の各段階への指導 国産水産物の流通の目詰まりの解消に取り組もうとしている者に対し、適時に的確なアドバイス等を行う。 ウ　水産物の知識普及等のセミナー・研修 水産物の生産・流通・加工・調理、栄養成分、機能等に関する知識・技術の普及等を行うための研修・セミナーを実施する。 （２）流通促進取組支援事業 ア　取組事業 水産物の生産者、流通業者、加工業者又はそれらの団体が行う水産物流通の目詰まり解消のための取組及び目詰まり解消の取組を行った者等が連携して実施する効果の促進・成果普及のための取組を支援する。 イ　支援事業 アに係る助成事務を行うとともに、目詰まり解消の事例分析や事例集の作成等を行う。	国産水産物流通促進センター		平成25年度から平成29年度	定　額 １／２以内 定　額
	２．国産水産物安定供給セーフティネット事業 （１）漁業経営等安定水産物供給平準化事業 ア　漁業経営等安定水産物供給平準化事業 水揚げ集中時に漁業者団体が水産物を買い取り、漁期外に放出して供給の平準化を行う場合に、買取代金金利、保管経費、加工経費、入出庫料の経費の一部を助成する。 イ　附帯事務 事業実施主体が行う漁業経営等安定水産物供給平準化事業に係る漁業者団体等への助成の事務を支援する。 ウ　貸付等資金事業 損失に係る貸付資金の貸付け、買取資金の貸付け、補てん金の交付を行う。	公益財団法人水産物安定供給推進機構		平成27年度から平成31年度	定　額 定　額
	（２）水産加工業経営改善支援事業 ア　水産加工業者経営診断委員会運営事業 気候変動の影響を受ける水産加工業者が取り組む経営改善のための取組の審査等を行う水産加工業者経営診断委員会の運営等を行うものとする。 イ　経営改善保管運送費支援事業 アの委員会による承認を受けた水産加工業者の行う経営改善のために国産加工原料の調達方法を大幅に変更する場合に、保管料、入出庫料等の経費の一部助成を行うものとする。	水産加工業支援センター		平成27年度から平成31年度	定　額 １／２以内
	３．水産物輸出倍増環境整備対策事業 （１）ＨＡＣＣＰ認定加速化支援事業 ア　ＨＡＣＣＰ研修等開催 ＨＡＣＣＰの導入に必要な一般的衛生管理の徹底やＨＡＣＣＰ認定の取得等のための研修等を開催す	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された		平成27年度から平成31年度	定　額

	る。 イ　品質・衛生管理専門家現地指導 水産加工・流通施設に品質・衛生管理の専門家を派遣し、ＥＵ向けＨＡＣＣＰ認定に係る事前審査を行う。また、ＨＡＣＣＰの導入に必要な一般的衛生管理の徹底やＨＡＣＣＰ認定の取得等に係る課題について、その改善のための助言や技術的指導を行う。 ウ　品質・衛生管理の指導を行う専門家育成 水産加工・流通施設におけるＨＡＣＣＰの導入に必要な一般的衛生管理の徹底やＨＡＣＣＰ認定の取得等に関する指導を行う専門家を育成するための講習会等を実施する。	者とする。			１／２以内 １／２以内
	（２）生産海域等モニタリング体制整備事業 ア　生産海域モニタリング業務 輸出先国が要求する二枚貝生産海域でのプランクトン検査及び貝毒検査等を実施する。 イ　残留動物用医薬品等モニタリング検査 輸出先国が要求する養殖魚の残留動物用医薬品等のモニタリング検査に係る支援を実施する。	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成27年度から平成31年度	１／２以内
８．金融・漁協対策	１．中小漁業関連資金融通円滑化事業 ア　中小漁業関連資金融通円滑化事業 漁業者等について漁業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が平成21年度までに引き受けた保証に対し、基金協会が積み立てる求償権償却引当金等の費用の一部を助成する以下の事業を行う。 （ア）経営改善等支援事業（一般型） （イ）漁業・地域維持対策事業 イ　管理運営事業 中小漁業関連資金融通円滑化事業を円滑に実施するために必要となる事業の管理運営を行う。	一般社団法人漁業信用基金中央会		本事業に係る全ての保証案件の弁済又は求償権の償却が完了するまで	定　額
	２．漁協経営基盤強化促進事業 漁協系統が取り組む合併等を促進するため、外部専門家を活用し合併等を目指す漁業協同組合（以下２において「漁協」という。）の合併等計画の策定等の支援、合併等漁協の事業改善計画の実行に必要な借入金に係る負担軽減等を行う。 ア　漁協系統組織基盤強化促進事業 （ア）漁協系統組織再編促進事業 県域漁協系統が定める合併基本方針に基づく合併等により経営基盤強化を目指している漁協に対する、経営コンサルタント等の外部専門家による販売戦略の構築等を通じた県域の再編実施計画や合併等後の事業改善計画等の策定を支援する。 （イ）認定漁業者育成支援事業 認定漁業者等に対して県漁連等が実施する専門家を活用した改善計画の策定指導や実施方法の助言等を行う。 イ　漁協事業改善促進事業 （ア）利子助成事業 県域漁協系統が定める合併基本方針に基づき合併等をした漁協が事業改善計画を実行するために必要となる借入金への利子助成を行う。 （イ）保証料助成事業 県域漁協系統が定める合併基本方針に基づき合併等をした漁協が事業改善計画を実行するために必要となる借入金への保証料助成を行う。 ウ　漁協経営改善推進事業（後年度負担分） （ア）利子助成事業 漁協経営再建支援事業（平成25年度限り）及び漁協経営改善推進事業（平成28年度限り）の既融資分に係る利子助成を行う。 （イ）保証料助成事業 漁協経営再建支援事業（平成25年度限り）及び漁協経営改善推進事業（平成28年度限り）の既融資分に係る保証料助成を行う。 （ウ）求償権償却経費助成事業 中小漁業関連資金融通円滑化事業の漁協経営改革支援資金（平成25年度限り）及び漁協経営改善推進事業（平成28年度限り）の基金協会の債務保	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。		平成29年度から平成31年度（ただし、イの事業については事業内容欄の借入金の償還期限内、ウの（ア）及び（イ）の事業については事業内容欄の既融資分の償還期限内、ウの（ウ）の事業についてはその全ての保証案件の弁済又は求償権の償却が完了するまで）	定　額 １／２以内 定　額

	証について、既保証分に係る求償権償却経費に対する助成を行う。 エ　管理運営事業 アからウまでの事業を円滑に実施するために、国、全国漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他関係機関で構成される委員会、漁協、漁業協同組合連合会、融資機関、保証機関等の関係機関との調整、支払手続等の事業の管理を行う。				定　額
	３．漁業運転資金融通円滑化対策事業 ア　漁業運転資金融通円滑化対策事業 基金協会が、平成21年度までに引き受けた運転資金等に係る保証に対し、基金協会の特別準備金の積立てに要する費用の一部を助成する。 イ　管理運営事業 漁業運転資金融通円滑化対策事業を円滑に実施するために必要となる事業の管理運営を行う。	一般社団法人漁業信用基金中央会		本事業に係る全ての保証案件の弁済又は求償権の償却が完了するまで	定　額
	４．漁業者保証円滑化対策事業 （１）無保証人型漁業融資促進事業 積極的な設備投資等を行う環境の整備や浜プランの実行を図るため、基金協会が保証人を不要とし、担保を漁業関係資産に限定した融資に係る保証を積極的に引き受けられるよう、当該保証に係る代位弁済後に見込まれる求償権の回収金の減少見合いについて基金協会に助成する。 ア　設備資金に係る保証 イ　運転資金に係る保証 （２）漁業緊急保証対策保証支援等不足財源補填事業 漁業者等について基金協会が平成22年度までに引き受けた漁業緊急保証対策事業に係る保証に対し、漁業緊急保証対策保証支援事業及び漁業緊急保証対策保証料助成事業の不足額を助成する。 （３）保証基盤安定対策事業 漁業経営に必要な資金の円滑な融通を行うための保証業務を的確に実施し得る基金協会の体制を整備するため、その基盤強化に向けた基金協会の合併に必要な経費について助成する。	漁業信用基金協会 漁業信用基金協会 漁業信用基金協会、一般社団法人漁業信用基金中央会		平成28年度から平成30年度	１／２ ２／５ 定　額 １／２以内
９．総合的なTPP等関連対策	１．水産業競争力強化緊急事業 （１）広域浜プラン緊急対策事業 ア　広域浜プラン策定支援 （ア）浜の活力再生広域プラン策定支援 広域水産業再生委員会が、浜の活力再生広域プランを策定する取組に対して助成を行う。 （イ）漁船漁業構造改革広域プラン策定支援 広域漁船漁業構造改革委員会が、漁船漁業構造改革広域プランを策定する取組に対して助成を行う。 イ　収入向上・コスト削減の実証的取組支援 浜の活力再生広域プラン及び漁船漁業構造改革広域プラン（以下「浜の活力再生広域プラン等」という。）に基づき、付加価値の向上、販売力強化及び共同化を核とした効率的な操業体制の確立に、実証的に取り組むために次の事業を行う。 （ア）効率的な操業体制の確立支援 持続可能な収益性の高い操業体制を確立するための取組に対して助成を行う。 （イ）養殖用生餌供給安定対策支援 従来生餌として利用できていない水揚げ時期や地域、魚種のものを生餌として流通させることで、生餌供給の安定化を図り、持続可能な収益性の高い養殖生産を確立する取組に対して助成を行う。 （ウ）広域浜プラン実証調査 浜の機能再編に伴う流通調査や広域的な地域ブランドの共同出荷など産地市場の統合や販売事業の合理化を推進するための取組等に対して助成を行う。 ウ　クロマグロ混獲回避活動支援 定置網漁業の安定的な操業に必要なクロマグロ混獲回避活動に対して助成を行う。 （２）水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構			定　額

	ア　浜の担い手漁船リース緊急事業 浜の活力再生広域プランに基づき、中核的漁業者として位置づけられた者が所得向上に取り組むために必要な中古漁船又は新造漁船の円滑な導入に対して助成を行う。 イ　漁船漁業構造改革緊急事業 漁船漁業構造改革広域プランに基づき、中核的漁業者として位置づけられた者が収益性向上に取り組むために必要な中古漁船又は新造漁船の円滑な導入に対して助成を行う。 （３）水産業競争力強化緊急施設整備事業 浜の活力再生広域プランの承認を受けた漁村地域内において、事業実施主体（都道府県・市町村等）が作成する事業計画に基づき競争力強化のために必要な施設の整備、産地市場の統廃合等を推進するために必要な施設の整備及びそれら施設に関連する旧施設の撤去に対して助成を行う。 （４）競争力強化型機器等導入緊急対策事業 浜の活力再生広域プラン等に基づき、生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入に対して助成を行う。 （５）水産業競争力強化金融支援事業 ア　実質無利子化措置 （２）の事業により漁船の建造、取得若しくは改修を行う者又は（４）の事業により漁業用機器等の導入を行う者が借り入れる資金に対する利子助成を行う。 イ　実質無担保・無保証人化措置 （４）の事業により漁業用機器等の導入を行う者に対する債務保証について、保証人を不要とし、担保は漁業関係資産に限る保証を実施することに伴う求償権回収金減少の見合額に対する助成を行う。 ウ　保証料助成措置 （２）の事業により漁船の建造、取得又は改修を行う者に対する債務保証について保証料助成を行う。 （６）一般管理費 （１）～（５）までの事業を実施する際に附帯する業務を行う。				